

委員會答申要點ニ基キ、議員諸君、歸京或實地ニ要點ニ  
 吾等ハ船内ニ就テ、一限ノ範圍ニ於テ、對シテ、  
 主 文

第十三號議案 議員諸君、五實誠以、誠ニ關スル、  
 二、關係各議員ニ、慥ニテ、實地ニ就テ、  
 一、本邦船主、新事、同會ニ、對出シ、テ、  
 實行式迄

マ限スル、テ、  
 船内ニ就テ、  
 船主、  
 船内諸率、  
 船主、  
 船内諸率、  
 船主、

船内ニ就テ、  
 船主、  
 船内諸率、  
 船主、  
 船内諸率、  
 船主、  
 船内諸率、  
 船主、

理由

吾國現行ノ船員諸法規ノ大多數ハ實ニ明治三十二年ノ制定ニカ、  
 リ今日ノ如キ錯雜化セル海運界ノ現状ニ於テ該諸法規ヲ以テ船内  
 生活ヲ保證セシメントスルガ如キハ絕對ニ不可能事デアル。

昭和四年十一月ニ組織サレタ臨時海事法令調査委員會ガ昭和五年  
 及六年ノ兩年度ニ涉リテ審議決定シタル各申要綱、船内ニ於ケ  
 ル我等ノ生活及待遇ヲ改善セントスル我等ノ理想ヲ多少ニテモ實

現セントスル趣旨ヲ食ムモノデアリ、吾等ハ之ガ直子ニ制定實施  
 サレシコトヲ期スルモノデアル。  
 實行方法

組合長ニ一任シ關係政府當局ニ運動セシムルコト